



配布時期 10月下旬に各世帯へ発送します。  
使用期限 令和6年1月31日(水)

1会計につき  
1,000円分  
(2枚分)まで  
使えるよ!



※小規模店舗とは、町内に本店がある店舗(法人)または町内の個人事業主の店舗です。

### クーポン券の使用について

- ・本券は使用期限を過ぎると無効になります。
- ・本券は現金との引き換えはできません。
- ・使用の際、差額の返金(お釣りの支払い)はできません。
- ・商品券など、クーポン券として利用できない商品やサービスがあります。
- ・クーポン券の第三者への転売・譲渡はできません。
- ・本券の盗難、紛失、滅失等に関する再発行はできません。また、坂町は一切その責任を負いません。
- ・昨年配布した坂町くらし応援クーポン券(緑色・ピンク色)を使用することはできません。

詳しくは  
こちら



事業者の  
皆様へ

## クーポン券参加店舗を募集中です

### 参加登録方法について



以下の書類をご準備の上、役場企画財政課へ郵送または持参にて10月31日(火)までに提出(必着)してください。

- 必要書類**
- ①<子育て重点支援>坂町くらし応援クーポン券(第2弾)取扱店登録申請書兼誓約書
  - ②振込先口座の通帳の写し(口座名義カナが記載されているもの)
  - ③法人の場合:登記簿謄本の写し(3か月以内に発行されたもの)及び直近の法人事業概況説明書の写し(税務署受領印があるもの)
- 個人の場合:直近の確定申告書の写し(税務署受領印があるもの)または営業許可証など営業の実態が確認できる書類

- 参加要件** 中小企業基本法第2条各項の定めによる以下の事業者
- ①町内に事業所または店舗がある事業者
  - ②買い物弱者の支援を目的として、町内で営業を行う移動販売店舗
- ただし、次の事業者を除く
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する営業を行う者
  - ・特定の宗教、政治団体と関わる場合または業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
  - ・暴力団等反社会勢力である者

問合せ 役場企画財政課 ☎820-1507

詳しくは  
こちら



予告

# <子育て重点支援> 坂町くらし応援クーポン券 (第2弾)を配布します

坂町では、電力・ガス・物価高騰などの影響を大きく受けている町民の家計支援、特に子育て世帯への重点支援、及び地域経済の活性化を目的として、坂町内で使える<子育て重点支援>坂町くらし応援クーポン券(第2弾)を配布します。

町民の  
皆様へ

## 平成17年4月1日までに生まれた方

一人当たり  
500円券×4枚  
計2,000円分

### 対象

令和5年8月31日時点で、坂町の住民基本台帳に記載のある平成17年4月1日までに生まれた方

1冊(4枚 2,000円分)



小規模店舗専用券 ×2枚 (1,000円分) **オレンジ色**

+

全店舗使用可能券 ×2枚 (1,000円分) **青色**

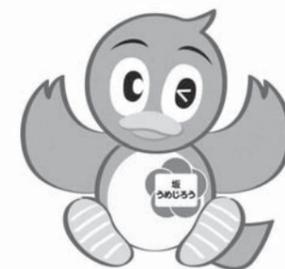
## 高校3年生相当年齢までの子(平成17年4月2日以降に生まれた子)

### 子育て重点支援

一人当たり  
500円券×12枚  
計6,000円分

### 対象

令和5年8月31日時点で、坂町の住民基本台帳に記載のある平成17年4月2日以降に生まれた子



子育て重点支援分として、上記に4,000円分を加え、一人6,000円分となります。

子育て重点支援対象の方には4枚(2,000円分)が1冊となったクーポン券を3冊分送付します。

